

地区社会福祉協議会の組織構成について

①地区社協の組織構成について（例）

会長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の代表者 ・会の運営の総括
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の補佐 ・会長に事故などがあったときは職務を代行
理事	<ul style="list-style-type: none"> ・会務の運営
監事	<ul style="list-style-type: none"> ・会計や業務の執行の監査
評議員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業、予算及び決算、規約などの審議決定や承認
事務局長（庶務理事）	<ul style="list-style-type: none"> ・会務の処理
会計	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務の処理
地域福祉活動推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者及び関係団体等との意見調整 ・小地域福祉ネットワーク活動の企画・立案・実施 ・委嘱者：区社協会長 ・配置人数：1地区1名 ・会長の兼務は不可。副会長や事務局長等が兼務している場合や民生委員児童委員が兼務している場合もある。
福祉委員	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉ネットワーク活動の担い手（見守り活動、サロン活動、日常生活支援活動等の実践者） ・別名称：福祉員、ボランティア協力員等（地区によって異なる） ・委嘱者：地区社協会長等（地区によって異なる） ・配置人数：地区によって異なる（配置していない地区もある） ・民生委員児童委員や町内会長が兼務している場合もある。

②地区社協による小地域福祉ネットワーク活動推進体制（例）

